

令和7年議案第43号

学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額に関する要項の一部改正について

学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額に関する要項の一部を改正する要項を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年7月3日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市立学校給食センターにおける食物アレルギー対応食の提供に向け、所要の整備を図る必要があるからでございます。

学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額に関する要項の一部を改正する 要項（案）

学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額に関する要項（平成30年3月14日施行）の一部を次のように改正する。

第1条中「(牛乳)」を「(乳)」に改める。

第3条中「(牛乳)」を「(乳)」に改める。

第4条第4項を削る。

様式第2及び様式第3中

「対応開始の日

年 月 日」を

「対応期間

年 月 日 から 年 月 日まで」に、

「対応開始の日からその年度の末まで効力を有しますので、次年度につきましては」
を「対応期間が終了した場合は、」に改める。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。